

簡易サウナ設備に関する規定の整備

● 背景

・従来の浴室等に設置するサウナとは異なり、**テントやバレルに放熱設備**（サウナストーブ）を設置する事例が全国で**増加**している。

↓
・消防法令上のサウナ設備の**現行基準**は浴場や宿泊施設等に**固定式の放熱設備**を設置することを想定している。

↓
・テントやバレルに設置される**簡易型放熱設備**（簡易型サウナストーブ）はこれまで想定されていなかったことから、**現行の基準がその特性に合わない**。



【テント型サウナ】



【バレル型サウナ】



【簡易型放熱設備】

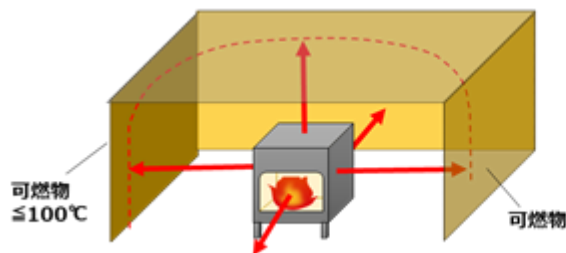
● 「簡易サウナ設備」を規定

【 現 行 】

○サウナ設備

・テントやバレルに放熱設備を設けることは想定されていない。
・放熱設備（サウナストーブ）と周囲の可燃物との離隔距離として、可燃物の表面温度が100°Cを超えない距離を保つことが求められている。

一般サウナ設備
※可燃物との離隔距離が長い



【 改正後 】

○一般サウナ設備…(簡易サウナ設備以外のもの)

○簡易サウナ設備…(新設)

『定義及び基準』

- ・屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型又はバレル型サウナ室に設ける放熱設備
- ・定格出力6kw以下のものかつ、薪又は電気を熱源とするもの
- ・周囲の可燃物との離隔距離は、可燃物の表面温度が200°C～300°Cを超えないこと
- ・簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に、熱源を遮断する手動及び自動の装置を設けること。
※薪を熱源とするものは消火器で代用可能
- ・火を使用する設備の設置の届出が必要（個人が設けるものは除く）

簡易サウナ設備
※可燃物との離隔距離が短い

